令和7年7月
鰺ケ沢警察署

速　度　取　締　り　指　針

鰺ケ沢警察署の速度取締り重点

重点路線	区　　域	規制速度
国道101号	鰺ケ沢町・深浦町	40・50km/h

※　原動機付自転車の規制速度は30km/hです。

★　重点路線以外の場所であっても、取締りを実施しています。

鰺ケ沢警察署管内における交通事故実態（過去3年・7月～12月分）

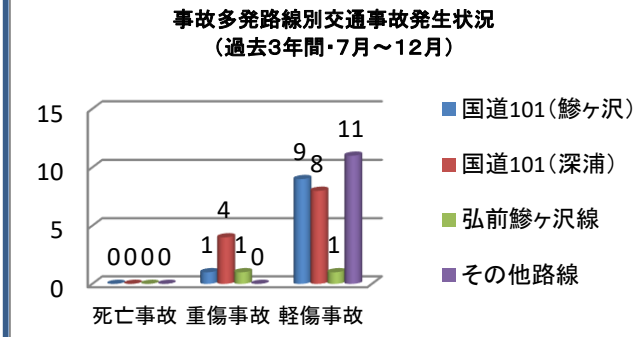

▼過去3年の7月から12月の間、管内では死亡事故0件、重傷事故6件、軽傷事故29件の計35件の人身事故が発生しています。
▼そのうち国道101号での発生件数が22件で、全体の約62%を占めています。
▼時間帯別では、12時から18時までの時間帯における事故の発生が多い。
▼国道101号における人身事故の危険認知速度は、約90%が60km/h以下で発生しており、危険認知速度は低下傾向で推移している。

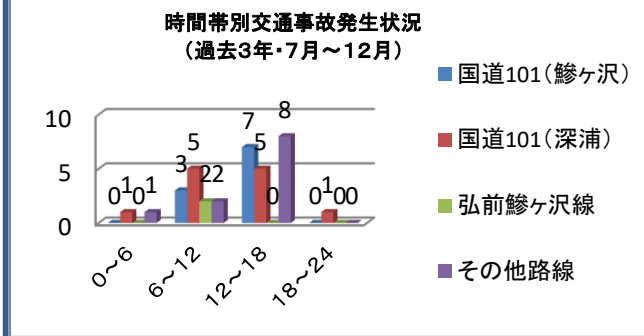

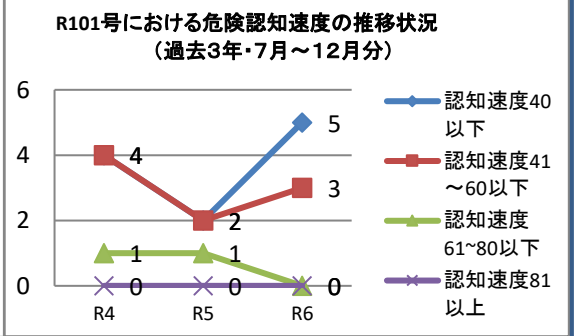

※　危険認知速度とは、運転者が相手を認め、危険を感じたときの速度で、速度が高くなると死亡率が高くなります。

その他の交通取締り要点

- 飲酒運転や無免許運転等の悪質・危険性の高い違反のほか、交通事故に直結する交差点関連違反（信号無視、一時不停止、横断歩行者等妨害）やシートベルト等の取締りを強化しています。
- 重点路線における交通取締りに加え、パトカーによる警戒走行や駐留警戒を実施し、運転者への注意喚起を図っています。
- 通学・通勤時間帯の児童・生徒及び歩行者・自転車の安全確保のため、学校や駅周辺における取締りやパトカーによる警戒活動を実施しています。